



CAN DO

“可能性への挑戦”



第45号

金田会計事務所通信

【 お人よし 】

通常の作業であればいつまでに仕上げられるとの見通しも立ち、計画も進めやすいものです。しかし、厄介なのは答えが見つからない仕事、誰もやったことのない業務、未知の取引、国境を越えたやり取りです。漠然としたイメージはあったとしても具体的になるとどこから手をつければいいのか、誰に聞けばいいのかさえもわからない始末です。闇の中を手探りで進んでいかなければならないため、時間的にも精神的にもかなり消耗してしまいます。誰でも望んでこのような境遇に置かれることは避けたがることでしょう。その一方で何かといえば周囲に巻き込まれ、頼りにされ、いつもピンチに会う、「お人よし」の人がいます。

では避けられない訳でもないのにどうして楽な仕事ではなく困難な仕事を選んでしまうのでしょうか？そこには普段では味わえない「達成したときの喜び」があるからです。自動車メーカー、ホンダのモットーは「お客様の喜び」から「売る喜び」につながり、「作る喜び」を生み出すことである言われています。まさしく仕事の動機は儲けや愛社精神のみならず相手の「感謝」や「喜び」にあるのです。それが困難な仕事をやり遂げていく原動力になります。お客様を含め、周囲の人たちが困っているのを見過ごすことができずにたまたまかかわってしまった場合であったとしても、結果として問題を解決することができたなら自分のことのようにうれしくなります。

仕事のやりがいはその結果に対する評価です。「お人よし」さんは抜群の想像力で未来に相手が喜ぶ姿を思い浮かべて文句を言いながらも頑張れるのです。ますます複雑化してゆく世界で「本気を出す」戦いが必要で、できるのかどうかはこの想像力に基づく行動にかかってきます。それができないと仕事に対する意欲もなくなり、不平不満ばかりの毎日となってしまいます。

最後に本田宗一郎氏の名言。「失敗を恐れるな。何もしないことを恐れる。」

金田 康良

2016年 11月



総仕上げ「マイナンバー制度」



年末調整業務がもうすぐやってきます。そこで問題になるのは今年から必要になる「マイナンバー」の記載です。会社や事業所での準備はできていますでしょうか。基本的な理解は進んでいるとは思われますが、マイナンバーの準備を中心として最新の情報も含め総仕上げといきましょう。

【マイナンバー(個人番号)の収集】

アルバイトを含む従業員や報酬料金の支払先(税理士、社労士や賃貸物件の家主等)から 12桁の個人番号を収集しなければなりません。本人より提出を受けるにあたり次の点に注意しましょう。



①個人番号の確認

通知カード、個人番号カード(裏面)又は個人番号記載の住民票のコピーの提出

②本人(身元)確認

個人番号カード(表面)、運転免許書又はパスポート等の本人の写真入りの身分証明書のコピーの提出

(注 1) 個人番号カードを市町村から取得している者は個人番号カードの両面のコピーのみで①、②両方の要件を満たします。

(注 2) 従業員等雇用関係のある者については明確に本人の身元確認ができているものとして②の本人確認は不要とすることができます。

③使用目的の通知

マイナンバーを収集するにあたり何を目的として収集するものであるかを通知しなければなりません。

例 1)

「法令により社会保険や税務処理で利用する必要があり、社会保険や税の決められた書類にマイナンバーを記載し、年金事務所や税務署へ提出する目的のみに使用します。」

例 2)

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の作成事務、及び、その支払調書を税務署へ提出する目的のみに使用させていただきます。」

【マイナンバーの税務関係書類への記載時期】

税務署への提出書類のマイナンバー記載時期は次の通りです。

	記載対象の申告書・申請書等	提出時期(原則)
所得税	平成 28 年 1 月 1 日以降の年分	翌年 3 月 15 日
法人税	平成 28 年 1 月 1 日以降開始事業年度	決算日後 2ヶ月以内
消費税	平成 28 年 1 月 1 日以降開始事業年度	個人:翌年 3 月 31 日 法人:決算日後 2 ヶ月以内
相続税	平成 28 年 1 月 1 日以降の相続	相続開始後 10 ヶ月以内
贈与税	平成 28 年 1 月 1 日以降の贈与	翌年 3 月 15 日
法定調書	平成 28 年 1 月 1 日以降の支払い分	翌年 1 月 31 日
申請書・届出書	平成 28 年 1 月 1 日以降提出すべき申請書・届出書	提出すべき日

【年末調整業務に関するマイナンバーの取扱い】

年末調整(法定調書作成)でのマイナンバーの取扱(従業員について)は以下の順序となります。

- (1)「扶養控除等申告書」の提出を受ける
 ☆従業員本人のマイナンバー及び扶養家族のマイナンバーの記載をチェック

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (扶)

この申告書は、給与所得者が、給与所得者本人及び扶養家族のマイナンバーを記載し、給与支払者(勤務先)に提出するものである。マイナンバーを記載しない場合は、給与支払者は、給与所得者のマイナンバーを把握することができないため、給与所得者のマイナンバーを把握し、給与所得者のマイナンバーを記載した上で提出することとなる。

マイナンバー欄は、給与所得者本人及び扶養家族のマイナンバーを記載する欄である。マイナンバーを記載しない場合は、給与支払者は、給与所得者のマイナンバーを把握することができないため、給与所得者のマイナンバーを把握し、給与所得者のマイナンバーを記載した上で提出することとなる。

①従業員~~の扶養家族の本人確認~~については従業員本人が行うため、事業主側での確認は不要

②平成 29 年以降は従業員及びその扶養家族のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿を備えているときは「扶養控除等申告書」に記載する必要はなくなりました。(平成 28 年度改正)

③従業員がマイナンバーの提出を拒んだ場合

どうしても提出を拒否された場合はその経過等の記録を残さなければなりません。

(注)「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」にはマイナンバーの記載は必要ありません。

(2) 給与所得の源泉徴収票への記載

① 税務署提出用、市町村提出用の源泉徴収票にはマイナンバーを記載して提出をする。

② **受給者交付用(従業員用)の源泉徴収票にはマイナンバーは記載しない。**

(注) 記載する給与支払者のマイナンバーの取扱も同様です。

【マイナンバー安全管理(保管)】

マイナンバーは特定個人情報として漏えい、悪用のリスクから守るため適切な安全管理措置を取らなければなりません。

マイナンバー

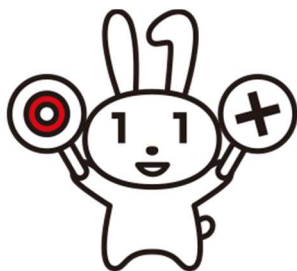


① マイナンバーを**取り扱う事務範囲を明確**にし、むやみに収集をしない。

② **社内規定・基本方針を策定**し、事務取扱担当者を明確にする。

③ 情報漏えい等に対する体制

電子データの場合はパスワードによる保護やウイルスセキュリティソフトの利用により保護し、**紙媒体**の場合は施錠できる保管庫で管理をする。



おそらくこの年末調整業務でマイナンバーの処理を初めて行うこととなると思われますが、不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

